

バナー広告の掲載について

当ホームページへ「バナー広告掲載」を希望される広告主様（企業・団体等）を募集しています。

トップページに「バナー広告」を配置し、広告主様の自社ホームページ等へリンクを貼るものです。貴社ホームページのアクセス数の向上、貴社施設等の PR にお役立てください。

掲載場所	ねりまファミリーパック公式ホームページのトップページ、下部。 http://www.nerimafamipa.or.jp/
枠数	20 枠
掲載料	1 枠 1 ヶ月につき 3,000 円（消費税別）
掲載期間	月単位（1 日～末日）とし、最長で 1 2 か月までの掲載が可能です。
規格	サイズ：横 230 ピクセル×縦 80 ピクセル 形式：gif または jpg（アニメーションは不可） ※バナーは広告主様で作成してください。
アクセス数	月間平均 5,800 件（平成 25 年度実績）
応募方法	バナー広告については、次の要綱に基づき取り扱いますので、内容をご確認のうえ、申込書をねりまファミリーパックまでお送りください。 1. ねりまファミリーパック事業に係る広告掲載の取扱要綱 2. ねりまファミリーパック事業広告掲載申込書 申込書受理後、掲載可否を決定し、その結果を申込者に通知します。
申込・ 問い合わせ先	一般社団法人練馬区産業振興公社 共済事業係（ねりまファミリーパック） TEL：03-3993-6600 FAX：03-3993-4370 EMAIL：nerima.famipa@arion.ocn.ne.jp

ねりまファミリーパック事業に係る広告掲載の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人練馬区産業振興公社(以下「公社」という。)が実施する「ねりまファミリーパック事業」の広告媒体を有効に活用するため、有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載の方法)

第2条 広告の掲載の方法は、つぎのとおりとする。

- (1) 会報またはガイドブックに広告を掲載すること。
- (2) 会報にチラシを折り込むこと。
- (3) ねりまファミリーパックホームページにバナー広告を掲載すること。

(広告の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、ねりまファミリーパック事業の会員の福利厚生および生活充実に役立つものとする。

2 広告は、つぎの各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公社が行おうとしている計画および事業を阻害するおそれがあるもの
- (2) ねりまファミリーパック事業の目的・公益性および品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
- (10) その他、ねりまファミリーパック事業の広告としてふさわしくないと認められるもの

(広告の申込みおよび掲載の決定)

第4条 広告の掲載を希望する者は、所定の申込書(様式第1号)に広告の見本または内容が分かるものを添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、前条に規定する基準により広告の掲載の適否を審査し、適当と認めた広告について掲載を決定する。決定後、理事長は、その結果を掲載希望者に決定書(様式第2号)により通知する。

3 広告は、広告掲載を認められた者(以下「広告主」という。)の責任および負担で作成し、指定する期日までに提出するものとする。

4 第2条第1号および第3号による広告を掲載する広告主は、電子データ(以下「広告用データ」という。)を提出するものとする。

5 理事長は、広告主に対して、広告用データの補正を求めることができる。

(広告の仕様)

第5条 会報またはガイドブックに掲載する広告の色は、2色または4色とする。

2 会報に掲載する広告の大きさは、会報の紙面の4分の1、2分の1または全面とする。

3 ガイドブックに掲載する広告の大きさは、ガイドブックの紙面の4分の1、2分の1または全面とする。

4 会報に折り込むチラシの大きさは、日本工業規格A列4番とする。

5 バナー広告用データの仕様は、別表1のとおりとする。

(バナー広告の掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は、原則として1か月を単位とし、最長で12か月を超えない範囲とする。

(広告料)

第7条 広告料は、別表2のとおりとする。

(広告料の納入)

第8条 広告主は、当法人が指定する期日までに、前条に規定する広告料を納入しなければならない。

(広告料の減免)

第9条 ねりまファミリーパック事業の会員からの広告掲載の申し込みについては、第7条に規定する広告料を2分の1に減額する。

2 理事長は、特別な事由があると認めるときは、第7条に規定する広告料を減免することができる。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、当法人の広告媒体に掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 会員等から苦情等があった場合、広告主の自らの責任および負担で解決するものとする。

(委任)

第11条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この取扱いは、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成26年8月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

掲載位置：トップページ下段

サイズ：横230×縦80ピクセル

ファイル形式：G I F、J P G

別表2 (第7条関係)

(1)会報への広告掲載料 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
料金(2色)	20,000円	40,000円	80,000円
料金(4色)	40,000円	60,000円	100,000円

(2)ガイドブックへの広告掲載料 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
料金(2色)	30,000円	60,000円	100,000円
料金(4色)	50,000円	80,000円	150,000円

(3) 会報またはガイドブックへのチラシの折込み料

1枚当たり10円 (消費税別)

(4)ホームページのバナー広告の掲載料

1か月当たり3,000円 (消費税別)

ねりまファミリーパック事業広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人練馬区産業振興公社

理事長 宛

名称
代表者名
所在地
担当者名
電話番号

私は、「ねりまファミリーパック事業に係る広告掲載の取扱要綱」を承諾し、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

いずれかに記入および○をしてください。

(1)会報 月号 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
2色	20,000円	40,000円	80,000円
4色	40,000円	60,000円	100,000円

(2)ガイドブック 年度版 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
2色	30,000円	60,000円	100,000円
4色	50,000円	80,000円	150,000円

(3)折込チラシ 会報 月号 1枚当たり10円 (消費税別)

事業所に1部	事業所会員全員に1部	個人会員世帯に1部
--------	------------	-----------

(4)ホームページ 1か月当たり3,000円 (消費税別)

期間	年 月 から 年 月 まで(か月間)
----	---------------------

※ ねりまファミリーパック事業の会員事業所の方は、広告料が2分の1に減額となりますので、会員番号を記入してください。

会員番号	
------	--